

監理技術者の専任義務の緩和について

令和2年10月1日

令和元年度に改正された建設業法により、これまでは一定以上の請負金額の工事に配置された場合に専任となっていた監理技術者について、令和2年10月1日以降は要件を満たした場合に限り2つまで工事を兼任することができることとなりますのでお知らせします。

1 監理技術者の兼任を認める要件

兼任する工事それぞれに「監理技術者を補佐する者^{*}」を専任で配置した場合、監理技術者は2件まで兼任が可能となる。（主任技術者は本制度改正の対象外）

※監理技術者を補佐する者とは

配置される工事の業種について次の①②のいずれかに該当する者

- ①一級の技士補の資格 及び 主任技術者になることのできる資格を有する者
- ②特定建設業の営業所専任技術者になることのできる資格を有する者

2 手続き

①兼任を希望する工事がいずれも倉敷市発注工事の場合

「監理技術者兼任届（兼監理技術者補佐選任届）」を2部及び添付書類を契約課へ提出してください。

②兼任を希望する工事が倉敷市発注工事と他の公共団体（国、県等）発注工事の場合

・「監理技術者兼任届（兼監理技術者補佐選任届）」を1部、他の公共団体発行の「承諾書」及び添付書類を契約課へ提出してください。（倉敷市へ申請する前に他の公共団体の承諾を受けてください。）

・他の公共団体との兼任にあたり、倉敷市の承諾書が必要な場合は「監理技術者兼任承諾申請書（兼承諾書）」を契約課へ提出してください。倉敷市の兼任の要件を満たす場合は「承諾書」を発行します。

※ 様式は契約課ホームページに掲載しています。

3 実施時期

令和2年10月1日から。

【問合せ先】

倉敷市総務部契約課（工事契約担当）

電 話 086（426）3171

FAX 086（426）4234